## 熱海市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和について

熱海市建設工事執行規則第22条第3項及び熱海市建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する、特に常駐する必要がないと市長が認めたときとは、下記判断基準及び定める要件に合致した場合とする。

記

- 1 常駐義務を緩和する場合の判断基準
  - (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者 との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することができる。
  - (2) (1)のほか、工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでない場合で、次のア及びイを満たす場合、常駐義務を緩和することができる。
    - ア 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができること。
    - イ 現場代理人が工事現場を離れる場合は、工事現場に連絡員等を配置し、携帯電話等で常 に連絡が可能であること。
      - ※携帯電話での通話ができない区域の工事現場においては、近傍の現場事務所等に固定 電話を設置していること。
- 2 他の工事の現場代理人との兼任を認める場合の判断基準

常駐義務の緩和に伴い、他の工事代理人との兼任が可能となるが、市発注工事において兼任 を認める場合は次のとおりとする。なお、建設業法(昭和24年法律100号)第26条第3項に基づ 〈主任技術者又は管理技術者の選任義務が緩和されるものでない。

3 対象工事

市が特に認めた市発注工事を原則2件までとする。(当該工事のほかに1件の兼務が可能)

- 4 対象工事の要件
  - (1)から(3)の要件全てを満たすことが必要である。
    - (1) 請負金額
    - <建築一式工事以外の工事>
    - 工事の請負額(税込み)が 4,000 万円未満の工事で、2件の工事の請負額(税込み)合計が 5,000 万円未満の工事
    - <建築一式工事の場合>
    - 工事の請負額(税込み)8,000万円未満の工事で、2件の工事の請負額(税込み)合計が11,000万円未満の工事

### (2) 兼務できる工事の工種

当該工事と同一の建設工事の種類(建設業法上の29の工種)

#### (3) 地理的要件

熱海市内(兼任する工事の現場間が40分以内で移動できる距離であること。)

- ※工事場所に隣接した同種の工事場所、または現に契約履行中の工事場所については、兼務件数の原則外として兼務件数を1件として取り扱うことができる。その場合、現場代理人の兼務申請書にそれぞれの工事を記載し、監督員の承認を得るものとする。
- ※ あくまでも、できる規定であり、必ずしも対象工事としなければならないわけではなく、工事 の規模、内容等に応じて発注課で判断するものである。
- ※ 兼務申請が受注者から提出され、監督員の承認が得られてから対象工事となる。

### 5 常駐義務緩和の対象工事の確認について

- (1) 一般競争入札の場合
- 公告により対象工事であることを記載する。
- (2) 指名競争入札の場合
- ・指名通知書等に対象工事であることを記載する。
- (3) 質問の期間に、常駐義務の緩和対象工事については総務課で質疑を受け付ける。

# 6 兼務の手続き等について

- (1)現在施工中の市発注工事と新規落札市発注工事の兼務を希望する場合は、現在施工中の工事の監督員と十分調整のうえ、新規落札工事の契約後、兼務申請(様式1)を行い、承認を得た上で、代理人通知をするものとする。
- (2)同時期に落札した二つの市発注新規工事で兼務を希望する場合は、二つの工事の監督員と 十分調整のうえ、新規落札工事の着手日までに、兼務申請(様式1)を行い、承認を得た上で、 代理人通知をするものとする。

### 7 緩和措置を認めない場合

過去2か年度及び本年度に熱海市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づ く入札参加停止を受けたことがある場合は、緩和措置を認めない。

### 8 随意契約における特例

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当する下記の理由により随意契約を行った工事においては、実情に応じて緩和措置を認めるものとする。その際、双方の監督員と協議を必要とし、手続きは上記6のとおりとする。

- (1) 現に契約履行中の工事に直接関連する工事
- (2) 当初予期し得なかった事情の変化により必要となった追加工事
- (3) 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (4) 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、交錯、錯綜する工事

### 9 その他

虚偽の申請や施工体制に不備等があった場合、緩和措置を取り消すとともに、工事成績評定に反映させ、契約解除や入札参加停止等の措置をとることがある。

# 現場代理人の兼務申請書

令和 年 月 日

熱海市長 宛

 受注者
 住所

 氏名
 印

熱海市発注の下記工事に係る現場代理人を兼務配置したいので申請します。 なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

現場代理人氏名			連絡兒	ŧ					
工事1	工 事	名							
(施工中の工事又は	エ	種							
兼務する工事)	工 事 場	所							
	エ	期	令和	年	月	日から令和	年	月	日まで
請負金額(税込み)	工事主管訓								
<u>¥</u>	監 督	員							
工事2	工 事	名							
(兼務する工事)	エ	種							
	工 事 場	所							
請負金額(税込み)	エ	期	令和	年	月	日から令和	年	月	日まで
¥	工事1からの直線距離		約			km			
	工事1からの所要	時間	約			分			

※工事場所に隣接した同種の工事場所、または現に契約履行中の工事と同一の工事場所については、 兼務件数の原則外として兼務件数を1件として取り扱うことができる。その場合、現場代理人の兼務 申請書にそれぞれの工事を記載し、監督員の承認を得ること。